

広報

かんまき

2013 3

住民とともに 協働と参画のまちづくり



変わりゆく三軒屋地区

特集

上牧町まちづくり基本条例素案を答申……2

- 町民ひろば……………5
- MOSAIC PLAZA 知る・募る・語る……………6
- 元気講座 ●予防接種は思いやり……………8
- 元気ガイド……………9
- 家庭の情報：消費生活相談……………10
クリーニングトラブルにあわないために
- 図書館通信……………11
- 各種相談……………12

No.492

上牧町まちづくり 基本条例素案を答申



新しいまちのルール

上牧町まちづくり 基本条例

平成22年10月に町長の諮問機関として「上牧町まちづくり基本条例策定委員会」が設置されました。

諮問を受けて以来、二十八回に及ぶ全体会や延べ四十五回の部会での議論・検討を経て「上牧町まちづくり基本条例素案」としてとりまとめられ、1月31日に役場で、答申が行われました。



冒頭、委員長からこれまでの議論の経過や内容、条例素案に対する委員の想い、条例を策定するにあたっての課題などについて説明された後、町長に答申書が手渡されました。

今後は、新たな委員会を設置するなどして、答申された条例素案をもとに、より具体的な条文案の検討を行い、住民説明会やパブリックコメントによる住民意見の募集など、上牧町まちづくり基本条例の制定に向けて作業が進められることとなります。

答申の内容

策定委員会より答申された内容をご紹介します。

平成22年10月14日付で諮問のあったこのことについて、上牧町まちづくり基本条例策定委員会（以下「当委員会」といいます。）の二十八回に及ぶ議論の統括としまして「上牧町まちづくり基本条例（素案）」をまとめましたので答申します。

本条例素案は九章三十九条で構成され、第一章「総則」、第二章「市民の権利と義務」、第三章「議会及び議員の役割と責務等」、第四章「町の役



割と責務等」、第五章「町政運営」、第六章「情報の共有等」第七章「参画と協働」、第八章「広域連携等」、第九章「条例の見直し等」となっています。

委員会としましては、まちづくり

等の施策は行政だけで担うものではなく、町民や議会が協力連携して推進していくことが必要であると考え、個々の条文に反映しました。この仕組みの実行が町民主体のまちづくりにつながり、上牧町の実情にあわせてまちづくりをおこなうという意識が町全体に根付くことになり、将来的には自治力の向上につながるを期待しています。

町におかれましては、答申の内容に十分ご配慮いただき、上牧町まちづくり基本条例の制定および推進にご尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

一 上牧町まちづくり基本条例(素案)の内容

別添 上牧町まちづくり基本条例(素案)のとおり

二 委員会の締めくくりと今後の課題

平成22年10月から約二年三か月の間に、当委員会全体会を二十八回開催し、又全体会以外にも、あわせて四十五回にわたり各部会(町民部会十五回・議会部会十四回・行政部会十六回)を開催しました。当委員会において、条例策定の大前提として「町民にわかりやすい条例」「町民に受け入れられやすい条例」を根幹に置き、その中で「情報共有」「参画

と協働」を重視したまちづくりをおこなうための一助となる条例づくりを心掛け議論を尽くしてまいりました。より「情報共有」「参画と協働」を重視した条例と位置付けするためには、素案に対する条例構成の再検討(条文の並び替えなど)も必要と思いますので、次の策定段階でご検討いただければと思います。又、本条例素案の「前文」については、上牧町まちづくり基本条例の中でも最も重要な柱となる部分であると考え、当委員会でも活発な議論を展開して参りました。限りある時間の中で「前文案」を答申致しましたが、更に多くの議論を重ね、「上牧町としての前文」を策定していただきたいと思えます。

今後の課題としましては、まず第一に本条例素案に関連する既存条例(上牧町情報公開条例など)との整合性の検証、別途定める必要のある条例(法令遵守、選挙公報に関する事項、住民投票に関する事項、まちづくり協議会に関する事項など)の早期策定作業などの周辺条例整備が望まれます。また、本条例素案をより実効性のあるものにするために、本条例施行に際しての各種施行規則や細則の策定も急務であると考えます。

上牧町まちづくり基本条例は、策定が目的ではなく、一人でも多くの町民に周知され、認知されることが



重要なのは言うまでもありません。そのためにも行政担当部署のみならず、町の機関全体で積極的にPR活動を実施していただくとともに、町職員の理解が進むような研修などにも積極的に取り組んでいただくようお願い致します。

当委員会が最終するにあたり、次の策定作業への円滑な移行のためにも早期に次の策定委員会が開催され、将来の上牧町を見据えた「上牧町まちづくり基本条例」が一日も早く施行されることを切にお願いし、最終答申と致します。

以上

答申の中で記された「上牧町まちづくり基本条例(素案)」の概要をご紹介します。(仮称)上牧町まちづくり基本条例素案の構成は次のようになります。

めざす「まちの姿」とまちづくりの理念と原則

前文

この条例を制定する背景や趣旨、基本的な考え方、決意等を表明するものです。

- 第一章 総則
- 第一条 目的
- 第二条 定義
- 第三条 基本原則
- 第四条 最高規範性



条例を定める目的、条例で使用する用語の定義、まちづくりの基本原則を規定します。また、この条例を上牧町におけるまちづくりの基本的事項を定める最高規範としての位置づけについても規定しています。

まちづくりの担い手である町民、議会、執行機関の役割と責務

第二章 町民の権利と義務

- 第五条 まちづくり参画の権利
- 第六条 未成年のまちづくり参画の権利
- 第七条 まちづくり参画における町民の責務

まちづくりを進めるうえで町民の権利と責務についての基本的な考え方を規定します。

第三章 議会及び議員の役割と責務

- 第八条 議会の役割と責務
- 第九条 議会の権限
- 第十条 議員の役割と責務

議会の役割・権限・責務、議員の責務、議会運営について規定します。

第四章 町の役割と責務等

- 第十一条 町長の責務
- 第十二条 職員採用等
- 第十三条 執行機関の責務
- 第十四条 町職員の責務
- 第十五条 法令の遵守

町長や執行機関、町職員の役割と責務について規定します。

第五章 町政運営

- 第十六条 行政組織の編成
- 第十七条 危機管理
- 第十八条 総合計画等の策定
- 第十九条 説明責任
- 第二十条 応答責任
- 第二十一条 財政運営及び制度の整備
- 第二十二条 予算の編成、執行及び決算
- 第二十三条 財産管理
- 第二十四条 財政状況の公表
- 第二十五条 行政評価
- 第二十六条 個別外部監査

まちづくりの計画など、行財政運営に関する基本的事項について規定します。

理念・原則を受けたまちづくりの仕組み

第六章 情報の共有等

- 第二十七条 情報の公開及び提供
- 第二十八条 情報共有の推進
- 第二十九条 情報の収集及び管理
- 第三十条 個人情報保護
- 第三十一条 選挙

町民、議会、執行機関が情報を共有しながら、まちづくりに取り組む基本的な考え方と制度を規定します。

第七章 参画と協働

- 第三十二条 まちづくり参画における町の責務
- 第三十三条 審議会等
- 第三十四条 住民投票
- 第三十五条 まちづくり協議会

町民参画によるまちづくりと協働の推進の基本的な考え方、町民参画の方法等について規定します。

第八章 広域連携等

- 第三十六条 広域連携
- 国、県、他の自治体との連携協力について規定します。

条例を維持発展させていくための方策

- 第九章 条例の見直し等
- 第三十七条 取り組み状況の評価
- 第三十八条 条例の見直し
- 第三十九条 条例の改正

この条例によって、上牧町がどう変わったか、評価、検証する仕組みを規定します。また、条例の見直し及び改正の手続きについても規定します。

条文案案につきましましては、役場まちづくり推進課、2000年会館、片岡台出張所、中央公民館、図書館、各地区の公民館、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ まちづくり推進課

役場内線 232・234番

檜垣 祥次さんに
辻本サチ子さんに

大臣感謝状

元人権擁護委員の檜垣祥次さん(友が丘在住)、辻本サチ子さん(南上牧在住)の永年の功労に対して法務大臣より感謝状が授与されました。

お二人は平成9年に人権擁護委員に就任され、五期十五年の永きにわたり、人権相談や人権啓発活動に取り組みながら人権意識の高場にも尽力されたことに対しての感謝状が送られたものです。



子供あきない塾

事業収益の一部を寄附



このほど、「上牧町協働のまちづくり公募型補助金」の対象事業として採択したNPO法人農業活性化支援ネットワークによる「子供あきない塾」より、ペガサスフェスタで行った手づくりパンケーキとミサンガ販売の利益金の一部が町に寄附されました。

子供あきない塾では、子供たちが、専門家の指導を受けながら、仮想の会社を立ち上げ、商品の企画開発、経理、販売に至るまでの課程を学びながら、実際に販売まで行う事業に取り組みまわってきたものです。

1月30日(水)、町役場を訪れた塾生代表の永井みゆなさん(上中一年生)と永井かのんさん(上小五年生)は事業により得られた収益の一部として現金二千六円を町長に手渡されました。

上牧町観光パンフレットが完成



このほど、観光パンフレット「笹ゆり回廊から歴史・魅力を辿るまち 上牧町」が完成しました。

パンフレットでは、観光マップを中心にレイアウトされ、町内の神社仏閣や名所などの散策スポットを紹介しています。

パンフレットを片手に町内の散策を楽しまれてはいかがでしょうか。上牧町の魅力を再発見できます。

パンフレットは町内の施設で無料配布します。また、町ホームページでもご覧いただくことができます。

▼配付開始日 3月5日(火)から

▼配付場所 役場まちづくり推進課、片岡台出張所、図書館、中央公民館、2000年会館

▼問合せ先 まちづくり推進課

☎ 役場内線234番

MOSAIC PLAZA

知る・募る・語る

KANMAKI

国保の保険証の更新

保険証(国民健康保険被保険者証)は国保の被保険者であることの証明書であり、お医者さんにかかるときのお診券でもありますので、大切に
お取り扱いください。

- 記載内容に誤りがないか確かめて下さい。
- 必ず手もとに保管してください。
- 資格が無くなったなら国保の窓口へ返してください。
- 有効期限の過ぎた保険証は使えません。
- 出産・死亡・職場の健康保険への加入などで世帯に異動があった場合は国保の窓口へ申請してください。

現在使用中の保険証は、4月1日以降使用できませんので保険証の更新を次のとおり行います。

- 更新月日 3月4日(月)から29日(金)までの午前9時から午後5時まで(但し、土・日・祝日は除く)
- 更新場所 役場 保険年金課

なお、保険税を完納しているかたについては3月下旬に郵送(*簡易書留郵便)により交付しますので有効期限の切れた古い保険証は、ご自身で処分願います。

*簡易書留郵便は、受取りに印鑑が必要です。配達日にご不在の場合は、郵便物のお預かりのお知らせが投函されますので、お知らせに当たって再配達などにより、お受取りください。一週間の保管期間経過後は役場に戻されますので、その後は保険年金課窓口での交付となりますのでご注意ください。

国保の高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合の表示が4月1日から変わりますので新しい受給者証を2月下旬に郵送しております。古い受給者証は、ご自身で処分願います。なお、3割負担のかたは変更ありませんのでよろしくお願います。

- 3月31日までは一部負担金の割合の表示は「2割(但し平成25年3月31日まで1割)」
 - 4月1日より一部負担金の割合の表示が「2割(但し平成25年7月31日まで1割)」に変わります。
- 医療機関でのお支払いは1割です。残りの1割は国が負担します。

- 問合せ先 保険年金課

役場内線126・170番

子ども医療費受給資格証 交付申請の手続き

現在お持ちの乳幼児医療費受給資格証(就学前の有効期限が3月31日までとなつていきます。該当するかたには2月下旬に町より子ども医療費受給資格証交付申請書(小学一年生から小学三年生まで)を送付していますので、交付申請の手続きにお越しください。

また、申請書が届いてなくても、子ども医療に該当すると思われるかたは、お問合せください。(郵送でも受付いたします。)

*子ども医療制度は、24年8月診療分から定(低)額の一部負担金があり、通院は月五百円・入院は月千円(14日未満は月五百円)の一部負担金が必要となります(医療機関ごと)。ただし、調剤薬局は自己負担はありません。

また、支給方法についても県内受診の場合は、自動償還方式に統一され、病院の窓口で、いったん保険診療分を支払っていただき、後日、定(低)額の一部負担金を差し引いた助成金を、事前に役場へ登録していただいた口座に自動的に振込みます。(県外での受診は、役場保険年金課の窓口で助成金の請求)

- 交付申請場所 役場保険年金課・片岡台出張所
- 交付申請書類 子ども医療費受給資格証交付申請書・お子様の健康保険証・印かん

- 問合せ先 保険年金課

役場内線127番

寺子屋から募集

(広告)

英検5級合格者父兄の声

昨年5月勉強を始めたときdoesをドエスと言っていました。今では文章も分かるようです。感謝しています。

◆二小四年生 青野明華

昨年3月からお世話になりました。先生のおかげで、きめ細かい指導に触れ先月挑戦させていただき無事合格。感謝。

◆二小四年生 木場衣紀

放課後をダラダラ過ごしていたため昨年9月に入塾。積極的に勉強するようになり無事合格。感謝しています。

◆二小五年生 N.S.

英語未経験の娘が6カ月で合格。学習意欲と自信がきました。丁寧な指導と少人数制が娘に合っていました。感謝。

◆二小五年生 Y.S.

ゼロからのスタートでしたが本人の努力、父兄の協力、きめ細かい指導の三位一体が実った結果です。厳選して受験を勧めるので全員合格。昨年は上の児童三人が合格。

能力別に英検過去問題集と中一の教科書に分けて勉強しているので短期間で合格が可能。英語に親しませる目的で遊んだり歌ったりの生易しい指導ではありません。勿論、算国の指導も怠りなく国語はテーマを与え原稿用紙一枚の作文の宿題を出しています。

他が真似できないこと

- ◆定員5人制で低額月謝
- ◆学童保育のよう(新3年生・16年生)放課後一お迎え迄、月謝据え置き

固定資産税の評価の基礎となる路線価図を公開

固定資産税の宅地評価について納税者に理解と認識を深めていただくために路線価図などの公開を行います。

- ▼対象地目 宅地
- ▼対象範囲 全ての路線価
- ▼対象者 納税者以外も含めて
- ▼とき 4月1日(月)以降で(土・日・祝日を除きます) 8時30分から午後5時30分まで。
- ▼ところ 役場一階税務課固定資産税係
- ▼問合せ 税務課
- ☎役場内線 124・148番

固定資産税台帳を縦覧します

地方税法第四一六条により固定資産税台帳の縦覧を行います。

- ▼とき 土・日・祝日を除く4月1日(月)から第一期納期限5月31日(金)までの8時30分から午後5時30分まで。
- ▼ところ 役場一階税務課固定資産税係
- ▼問合せ 税務課
- ☎役場内線 124・148番

役場庁舎前花壇管理ボランティア募集

四季折々に花とふれあいを楽しみながら役場庁舎前花壇の管理を目的とするボランティアグループ「花と緑の会」で会員を募集しています。

4月1日よりコンビニで納付が可能に

4月1日より、納税者のかたの納付環境の整備と業務の効率化など、徴収対策の一環として全国のコンビニ・二エンスストア(約四万五千店)で各種税(料)の納付が可能となります。

▼取扱税(料) 町県民税(法人税)・固定資産税・軽自動車税・国保税・後期高齢者保険料・介護保険料
なお、従来の納付書ではコンビニ・エンスストアでの納付はできませんのでご注意ください。

病気や失業などで納期限までに納付することが困難な場合は放置せず早めのご相談をお願いします。

理由もなく放置されますと、督促手数料や延滞金が増算され財産の差押さえなどの滞納処分を受けることとなります。また、介護保険料については利用者負担割合が一割から十割への全額負担となりますのでご注意ください。

- ▼納税・納付により築く信用、滞納・滞納処分により失う信用
- ▼問合せ 徴収課
- ☎役場内線 125・126番

▼活動内容 年に二回の植え替えと月に一回程度の水やり当番を行います。

- ▼会費 千円(年間) 花購入と保険代
- ▼問合せ 伊東 ☎73-10008

特別支援教育児童生徒支援スタッフを募集

町内小・中学校で、児童生徒に対する介助や支援を行うスタッフ(臨時職員)を次のとおり募集します。

職務内容

小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒の中で特別な配慮を必要とする児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への介助や学習活動の支援

- ▼募集人員 若干名
- ▼申込資格 教員免許を持つ健康なかた

▼採用期間 4月1日から。勤務状況が良好な場合、六か月毎の期間で更新があります。

▼賃金 一時間あたり八百五十円

▼勤務条件 一日六時間・週五日勤務、勤務時間は概ね午前9時から午後3時まで。

▼休日 週休二日制。土・日・祝日と学校が休みの期間

▼申込方法 市販の履歴書(写真貼付)に記入のうえ教員免許状の写しとともに役場教育総務課に持参か郵送してください。提出書類はお返ししません。後日面接のうえ採用の可否を決定します。

- ▼申込期間 3月1日(金)から3月14日(木)の午前9時から午後5時まで。
- ▼問合せ 教育総務課
- ☎役場内線 135番

◆成績別月謝制(中学生)

350点以上	八千円
250点以上	一万二千円
180点以上	一万六千円
小学生	一万円

右何れも週2回各2時間

完全個人塾なので父兄との交流は盛んで家族的です。キャンプ場での焼き肉、私の利用しているデイサービスでの夏祭り、そして万代前のたこやきばーは皆で毎月のように行く常連です。

勉強する習慣のない新中学一年生が先ずすることはこの習慣をつけることです。予習と復習をしなければ理解ができません。予習と復習を楽しくありません。二週間の体験学習をお勧めします。

電話 32-9280 片岡台 金澤
070-5267-5151

3月のタウンミーティング

町の現状を皆さんに直接お伝えするためにタウンミーティングを開きます。

- ▼対象地区 ・とき・ところ
- ・新町地区

3月17日(日) 午後1時30分から2時30分まで。新町公民館

- ▼問合せ 秘書課
- ☎役場内線 298番



予防接種とは、はしか(麻しん)や百日咳のような感染症の原因となるウイルスや細菌などの毒の力を弱めてワクチンを作り、これを体に接種して、その病気に対する抵抗力(免疫)をつくることを言います。

平成19年の春、はしかが大流行しました。その中には、子どものときにはしかの予防接種を受けていなかったために症状が重くなってしまったかたもいました。

予防接種をしていなかったために、病気にかかったときに症状が重くなってしまうのは、はしかだけのことではありません。ワクチンが現在のように普及する前は、我が国でも多くの子どもが流行の病気にかかり、亡くなっていました。子どもたちが健康ですくすく育っていく、その背景には予防接種の普及がありました。

私たち大人は、子どもたちにあるだけのものを与えたいと思います。それは単に物質だけでなく「思いやり」や「いつくしみの心」も含まれます。その一つに、予防接種という子どもの人生を病気から守る大切なものがあることを忘れないで欲しいのです。未来を担う子どもが育つ環境を整えてあげることも大人の役割です。

現在、定期予防接種には、BCG、四種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、DT(二種混合ワクチン)、MR(麻しん風しん混合ワクチン)、日本脳炎があります。

まだ、接種していない予防接種がないか、お子さんの母子健康手帳で、もう一度確認してください。適切な実施時期や回数などの相談は2000年会館までお問い合わせください。

● 予防接種は思いやり ●

接種期限について

☆MR(麻しん風しん混合ワクチン)Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期

- 年長児にあたる年齢(Ⅱ期：平成18年4月2日から19年4月1日生れ)のかた
- 中学1年生(Ⅲ期：平成11年4月2日から12年4月1日生れ)のかた
- 高校3年生相当(Ⅳ期：平成6年4月2日から7年4月1日生れ)のかた

Ⅲ期、Ⅳ期については平成19年度の国内流行を受け積極的な対策として5年間の時限措置の実施であったため、今年度で終了となります。

未だ、接種していないかたは予防接種法による、無料で受けられる期間が本年3月31日までとなっていますので早めに接種してください。

風しん患者が増加しています

昨年の国内の風しん報告数は2353例となり、過去5年間で最も多い報告数となりました。また、先天性風しん症候群の報告数が5例となり平成16年の10例に次ぐ数となっています。今年も風しんや先天性風しん症候群(風しんウイルスが胎児に感染することで起こる病気)が増加することが予想されます。次のことに気をつけましょう。

- MR(麻しん風しん混合ワクチン)の定期予防接種を受けていないかたは早めに接種しましょう。
- 妊婦への感染を防ぐため、特に妊婦(抗体陰性のかたに限る)の夫や子どもとその他の同居家族、10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者や妊娠する可能性の高いかた)、産褥早期の女性のうち、明らかに風しんにかかったことがあるか抗体陽性のかた以外は、任意で予防接種を受けることについてご検討ください。

親子でつくるおやつ教室

▼とき 3月25日(月) 午後1時30分から3時まで

▼ところ 2000年会館 調理実習室

▼メニュー ロールサンドイッチ、豆腐入りきな粉団子

▼対象 四歳から小学三年生の親子(今年度中一回のみ受講してください)

▼定員 親子合わせて二十名

▼費用 大人二百円、子ども百円
持ち物 エプロン・三角巾・手拭きタオル

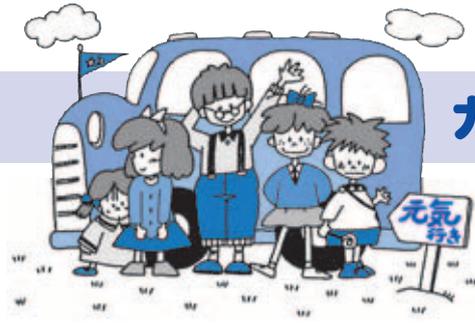
▼申込方法 3月5日(火) 午前8時30分より電話か生き活き対策課窓口でお申し込みください。

救急医療情報キット
片岡台出張所でも配布

▼広報かんまき1月号で紹介した「救急医療情報キット」を片岡台出張所でも配布できるようになりました。ご希望のかたは、身分証明書(保険証か免許証など)と印鑑を持参のうえお受け取りください。

▼対象者 六十五歳以上の一人暮らしか六十五歳以上のかたのみの世帯、一人暮らしの障がい者か障がい者のみの世帯のかた

▼問合せ 生き活き対策課
☎ 79-12020



- 問合せ先：生き生き対策課 ☎79-2020
- ところ：2000年会館内

相談

★乳児相談

とき：3月5日(火)
午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳になるまでの乳児と保護者
内容：計測、相談(育児・発達・離乳食など)。午後2時から2時30分は交流会を行います(ふれあい遊び、保健師のお話：テーマ「育児サークル」、保護者の交流)。交流会の時間は、計測を一時中断します。
持参品：母子健康手帳

★幼児相談

とき：3月22日(金)
午前9時から11時までと午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳から就学前までの幼児と保護者
内容：計測、相談(食事・子育てなど)。
持参品：母子健康手帳

★成人健康相談

とき：3月22日(金)【要予約】
午前9時から11時30分までと午後1時30分から4時まで受付
糖尿病・高血圧・高脂血症・禁煙・生活習慣を改善したいなど、何でもお気軽にご相談ください。

健康診査

対象者には個人通知します。

★乳児(3・10か月児)健康診査

3か月児
とき：3月14日(木)
午後1時から1時30分まで受付
対象者：平成24年11月15日から12月14日生まれ。

10か月児
とき：3月14日(木)
時間は個人通知します
対象者：平成24年4月15日から5月14日生まれ。

★1歳8か月児健康診査

とき：3月6日(水)
午後1時から1時30分まで受付
対象者：平成23年6月24日から8月6日生まれ。

★3歳児健康診査

とき：3月7日(木)
午後1時から1時30分まで受付
対象者：平成21年8月18日から10月7日生まれ。

教室

★妊婦さん集まれ【要予約】

とき・内容：
3月5日(火)
午後1時30分から3時まで。
助産師のお話
対象者：妊婦
持参品：母子健康手帳

お願い

乳幼児健診時の窓口対応

健診時は予防接種予診票・母子健康手帳などの窓口での発行業務をお待たせすることがあります。

プレイルーム利用日について

平日、午前9時から午後5時まで利用して頂けます。3月6日(水)、7日(木)・14日(木)の午後は健診などで混み合います。

介護・認知症無料相談

平成25年3月14日(木) 12時30分～16時30分
平成25年3月28日(木) 12時30分～16時30分
レインボー西大和店 1F催事場広場

(財)信貴山病院 ハートランドしぎさんデイケア
お問い合わせ ☎0745-31-0012

専門資格の職員が丁寧に
対応いたします。
お気軽にどうぞ。

毎月第2・4木曜日
開催予定

(広告)

子育て女性就職相談窓口

「働きたい」「働き続けたい」お母さんを応援します。子育て中だけれど働きたい、ブランクが長いけど大丈夫かな、履歴書の書き方や面接のコツを知りたいなど、専門の相談員が就職に関する様々な悩みをアドバイスします。

▼ところ 奈良労働会館(エルトピア奈良内)
▼とき 午前9時から午後5時まで月・土曜日(日祝・年末年始除く)
▼電話・FAX 07421241150(予約制)
▼出張相談(予約制) 檜原市内膳町
▼ところ かしはらナビプラザ4階
▼とき 毎月第1金曜日 午前10時から午後4時まで(祝日除く)

●消費生活相談●

クリーニングトラブルにあわないために

春はもうすぐ。衣替えをする季節であり、いつも以上にクリーニングを利用する機会が増えるでしょう。クリーニング時は以下のことに気を付けてください。

＜クリーニングに出す前に＞一衣類の状態と洗濯表示の確認

- 穴はあいていないか、破けた所はないかなど衣類の状態をチェックしましょう。
- 高級なボタンなどが使われている衣類ならば、そのことをクリーニング店に伝えましょう（できればボタンなどを外してクリーニングに出しましょう）。
- 衣類についている洗濯表示を確認し、特殊なクリーニング方法を要求する衣類は、そのことをクリーニング店に伝えましょう。
- 上下揃いや組み合わせ衣類は一緒にクリーニングに出したほうがよいでしょう（一緒に出さないと、色や風合いがチグハグになることがあります）。

＜クリーニング後は＞ビニール袋を外して保管しましょう

- クリーニングに出した衣類が全部戻ってきているかを確認しましょう。
- またすぐにビニール袋から出し、衣類の状態を確認してください。異常に気づくのが遅ければ遅いほど責任の所在が不透明になります。クリーニング事故賠償基準では、持ち主が衣類を受け取ってから6か月を経過したら、クリーニング店側はこの基準による賠償額の支払いを免れるとされていますので注意が必要です。
- 受け取った衣類に異常を感じたときは、クリーニング店に説明を求めてください（法律でクリーニング店は衣類の受取・引渡し時に利用者に必要な説明をするよう努めることになっています）。説明を受けられない・説明が納得できないなど、クリーニングのトラブルに関する相談も受け付けております、お気軽にご相談ください。

＜家庭で洗濯機のクリーニング機能を使って衣類を洗濯する場合＞洗濯表示を確認

洗濯機にクリーニング機能が付いているからといって、どのような衣類も家で洗濯できるとは限りません。衣類についている洗濯表示で、水温や干し方などをしっかりと確認しましょう。また使用する洗剤についても、衣類の取り扱い表示や洗濯機の取り扱い説明書をよく読んで、その指示に従いましょう。

入学や進級に合わせて携帯電話やスマートフォンを買う時には

春は子どもの入学や進級に合わせて、子ども用の携帯やスマートフォンの購入を検討されるご家庭も多いことでしょう。通信会社からの情報だけを購入の判断基準にするのではなく、購入直前と直後にしっかりと次のような点に対する対応を考えるようにしてください。携帯電話やスマートフォンにまつわるトラブルは急増しています。子どもさんの使用状況をしっかりと見守ってください。トラブルに巻き込まれた場合などはご相談ください。電話での相談も可能です、秘密は厳守します。

- 機器を買い与える親自身が携帯電話とスマートフォンの違いを理解してください
- 家庭内での取り決めを作って、規律のある使い方を親子で考える
(例)月額利用料金は〇円以内に。自室へ携帯やスマートフォンは持ち込まず、リビングで使う。
他人が読んだ時、不愉快になるような内容(悪口など)はブログに書かない。
- 18歳未満はフィルタリング設定が義務付けられていますので必ず守ってください。しかし、通信会社とフィルタリング契約を結んでも、Wi-Fi接続をした場合はフィルタリングが機能しないので注意してください。そして万一何かのトラブル(例：不当請求メールが届いたなど)に巻き込まれたときには、必ず家族に相談することを親子間でしっかりと約束して使用するようにしてください。



◆上牧町ホームページ◆
 ・<http://www.town.kanmaki.nara.jp/>
 ・Eメール kanmaki@plum.ocn.ne.jp

図書館通信

新刊紹介

伊勢神宮
平凡社



今年行われる20年に一度の式年遷宮や、伊勢神宮に属する125の末社をとりあげ、近辺の古い町並みなどとともにわかりやすく紹介しています。伊勢信仰の歴史を感じる一冊です。

春はそこまで
志川節子著 文藝春秋



小さな店が肩を寄せ合うように集まる「風待ち小路」を舞台に、そこに住む人々が繰り広げる様々な人間模様を綴った時代小説です。

ともだちはわに
村上しいこ著 WAVE出版



僕の友達きよし君はワニ。おおきなしっぽのせいで失敗することもあるけれど、きよし君と一緒に楽しいんだ。友達っていいなと思えるお話です。(児童書・低学年から)

古事記の奈良大和路
千田稔著 東方出版



古事記編纂1300年記念に多くの古事記関連本が出版されています。本書は奈良県内にある古事記に書かれた場所を巡りつつ、古事記の登場人物や内容について探究した本です。

みんな1ねんせい
いちかわけいこ著 童心社



1年生になったたけしくんは、学校ってどんなところかな? 怖くないかな? と心配でたまりません。そんなたけしくんが入学式の日教室で出会ったのは…。子どもに「学校は楽しい」ことを伝える紙芝居です。

★3月のお話会ピーターパン★

5日(火)・19日(火)
午前10時30分から
9日(土)午後2時から

- ・町立図書館ホームページで蔵書検索ができます。
<http://www5.ocn.ne.jp/~kanmaki/>
- ・本、AV資料は期限内に返却しましょう。
- ・図書館の開館時間
午前9時から午後5時まで。

● 図書館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・毎月末日(その日が、休館日にあたる時はその翌日も休館)・年末、年始(12/27～1/5) ☎78-9903

個人の資産移転 相続・事業承継をアドバイス!
中野洋税理士事務所
 TEL 0745-71-1525
<http://yes-nakano-office.com/> FAX:0745-71-1526

24年度分はお急ぎで! **不動産・株式の譲渡等に係る所得税**
 25年度分はご相談! **贈与に係る贈与税、相続税の申告相談**

わが家には相続対策なんて関係ない! と考えていませんか?

- ・譲渡したら?
 - ・贈与したら?
 - ・相続したら?
- 色々な方法を組合せて試算
秘密厳守!!

相続税申告の免税点が4割下がる一方、生前贈与・相続税対策・事業承継対策のバリエーションが格段に広がる見込みです。
 当事務所で**事前の準備と対策**により、先を見据えたタックス・プランを作成しましょう!

(広告)

廃車・不要車買取 車検

当社は、廃車に手数料を取りません!

- 引取無料 ●廃車登録無料 ●廃車費用無料
- 更に以下の価格で買取!

1801cc以上 ¥10,000	1800cc以下 ¥5,000	軽自動車 ¥3,000
---------------------	--------------------	----------------

●良質車は高く買取ります!

日本興亜損害保険代理店



(有)グローバル通商

TEL 0745-78-2961 FAX 0745-78-2968

自動車商許可 No.64117000353

(広告)

●買い物は県内で! たばこは町内で買しましょう。

各種相談 《ご案内》

●法律相談

☆上牧町主催（偶数月に開催）

担当：弁護士
 と き：2・4・6・8・10・12月の第一水曜日
 午後1時～4時
 ところ：2000年会館
 定員：先着申込順6名
 内容：各種法律問題全般
 申込・問合せ先：
 役場秘書課へ電話で申し込んでください
 ☎76-1001 役場内線298番

☆中南和法律相談センター（奇数月に開催）

担当：弁護士
 と き：1・3・5・7・9・11月の第二金曜日
 午後1時～4時
 ところ：2000年会館
 定員：先着申込順6名
 内容：各種法律問題全般
 申込・問合せ先：
 奈良弁護士会へ電話で申し込んでください
 ☎0742-22-2035（相談日の1週間前の午前9時30分から申込受付。
 当日の申し込みは出来ません）

●行政相談

担当：行政相談委員
 と き：毎月第二金曜日 午後1時～4時
 ところ：2000年会館
 内容：役所の仕事について全般
 問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

●納税相談

担当：徴税吏員
 と き：毎月第二水曜日 午後1時～3時30分
 ところ：役場1階 徴収課
 定員：先着申込順5名
 内容：町税と介護保険料、後期医療保険料について
 申込・問合せ先：
 役場徴収課へ事前に電話で申し込んでください。（相談日の1週間前から
 申込受付。） ☎役場内線125番

●人権相談

担当：人権擁護委員
 と き：毎月第二金曜日 午後1時～4時
 ところ：2000年会館
 内容：人権問題全般
 問合せ先：福祉課 ☎役場内線145番

●消費生活相談

担当：消費生活相談員
 ・と き：毎週火曜日 午後1時～5時
 毎週木曜日 午前8時30分～午後0時30分
 （上記共、祝日は除く）
 ところ：上牧町役場1階相談室
 ・と き：毎週月曜日 午後1時～5時
 毎週水曜日 午前8時30分～午後0時30分
 （上記共、祝日は除く）
 ところ：河合町役場二階相談室
 内容：消費生活問題全般・多重債務問題
 問合せ先：秘書課 ☎役場内線222番

●教育相談

担当：学校指導主事
 と き：毎週火曜日 午後1時30分～4時
 相談：電話による相談 ☎役場内線119番
 内容：教育問題全般
 問合せ先：教育総務課 ☎役場内線119番

●スクールカウンセラー教育相談

担当：スクールカウンセラー
 内容：教育問題全般
 ところ：①上牧中学校
 と き：3月8日
 午前11時～午後5時
 申込先：上牧中学校 ☎76-5479
 ところ：②上牧第二中学校
 と き：3月12日・22日
 午前11時～午後5時
 申込先：上牧第二中学校 ☎72-3700
 問合せ先：教育総務課 ☎役場内線119番

広報かんまき 13 3 発行／上牧町役場秘書課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350

☎0745-176-11001 FAX 0745-176-11002

地域密着型で効率的な広告 **見本**
お店の広告は広報紙で
 月1回、町内全戸配布の広告で商売繁盛

広報 かんまき

上牧町役場秘書課 0745-76-1001
 掲載料：1枠 1万円／2枠 2万円
 （この見本の大きさは1枠です）

広報「かんまき」の紙面に町の財源確保の一環として申し込み順に有料広告を掲載しています。これらについては町が広告主の利用を特別に推奨したり、その内容を保証するものではありませんのでご利用にあたってはご自身の判断をお願いします。

町		町の動き	平成25年1月末日現在
世帯数	9,739(±0)		
男性	11,321(-24)		
女性	12,421(-21)		
合計	23,742(-45)		()は前月比

*町の木 まき *町の花 ゆり



上牧町は非核・平和都市宣言の町です。